

公共施設使用料の見直し方針案に対する意見募集等の結果(全件)

| No. | 分類 | ご意見等 | 市の考え方等 |
|-----|----------------|--|--|
| 1 | 受益者負担の考え方に賛成 | 公共施設利用において、受益者負担は非常によい。 | 「受益者負担の原則」は、利用する方としない方との負担の公平性の観点から、使用料見直しの最も基本となる考え方の一つと位置付けています。 |
| 2 | 受益者負担の考え方に賛成 | 受益者負担の考え方は賛成であるが、いろいろな意見をしっかりと精査していただきたい。 | 「受益者負担の原則」を基本に置きながら、様々なご意見を精査し「見直し方針」を策定いたしました。 |
| 3 | 使用料を見直すべきでない | 市の施設で使用料を払うのはおかしい。 | 施設を利用する方としない方との負担の公平性、また、施設が老朽化する中、将来にわたって安定したサービスを提供していくため、利用する方に応分の負担をいただくことを基本としています。ご理解とご協力をお願いいたします。 |
| 4 | 使用料を見直すべきでない | 年金が下がっていく一方なのに、使用料の見直しは考え直していただきたい。 | 施設を利用する方としない方との負担の公平性、また、施設が老朽化する中、将来にわたって安定したサービスを提供していくため、利用する方に応分の負担をいただくことを基本としています。ご理解とご協力をお願いいたします。 |
| 5 | 使用料を見直すべきでない | 施設設置以来、使用料が変わっていないのはよいこと(今でも他の地域より高い)。時代の流れでは、引き下げをしなければならない時代ではないか。 | 施設を利用する方としない方との負担の公平性、また、施設が老朽化する中、将来にわたって安定したサービスを提供していくため、利用する方に応分の負担をいただくことを基本としています。ご理解とご協力をお願いいたします。 |
| 6 | 使用料を見直すべきでない | 市民との協働の市政運営とはほど遠い。市民を大切にすることこそ市の活性化が図られる。 | 施設を利用する方としない方との負担の公平性、また、施設が老朽化する中、将来にわたって安定したサービスを提供していくため、利用する方に応分の負担をいただくことを基本としています。ご理解とご協力をお願いいたします。 |
| 7 | 使用料を見直すべきでない | 市民が元気になるためには無料の施設を多くするべきである。 | 施設を利用する方としない方との負担の公平性、また、施設が老朽化する中、将来にわたって安定したサービスを提供していくため、利用する方に応分の負担をいただくことを基本としています。ご理解とご協力をお願いいたします。 |
| 8 | 使用料の見直しはマイナス効果 | スポーツ施設を利用しているが、現状でも学校の体育館を借りる場合より相当高くなっている。さらに使用料が上げれば、利用する人が少なくなるのではないか。 | 現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平性を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。 しかしながら、市としましては、使用料の見直しにより利用人数が大きく減少することは避けるべきと考えます。 ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2)基本方針」の中に記載いたします。 「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍)します。 |
| 9 | 使用料の見直しはマイナス効果 | 使用料の値上げは反対。施設利用が減少し、使用料収入が減少することで悪循環となる恐れがある。施設の管理経費は市債で賄うべきであり、最終的には、使用料は廃止すべき。 | 市債は、施設の建設費等に活用できますが、管理経費に活用することは、制度上認められておりません。 現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平性を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。 しかしながら、市としましては、使用料の見直しにより利用人数が大きく減少することは避けるべきと考えます。 ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2)基本方針」の中に記載いたします。 「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍)します。 |

| No. | 分類 | ご意見等 | 市の考え方等 |
|-----|----------------|---|---|
| 10 | 使用料の見直しはマイナス効果 | みんなが使いやすくなる料金設定をしてほしい(使用料の見直しにより使いにくくなる)。 | 現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。 しかしながら、市としましては、使用料の見直しにより、著しく施設を利用しにくくなることは避けるべきと考えます。 ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2)基本方針」の中に記載いたします。 「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍)します。 |
| 11 | 使用料の見直しはマイナス効果 | 消費税アップと同じで、上げたら収入がそのまま上がる訳にはいかないと思う。使用料を上げると稼働率は下がるので、使用料収入が減って、結局は税金の負担になると思う。 | 現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。 しかしながら、市としましては、使用料の見直しにより、稼働率に大きな悪影響を及ぼすことは避けるべきと考えます。 ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2)基本方針」の中に記載いたします。 「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍)します。 |
| 12 | 使用料の見直しはマイナス効果 | 2000万円増の見込みということだが、使用料を上げると稼働率が低下し、収入増にはならないのではないか。 | 現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。 しかしながら、市としましては、使用料の見直しにより、稼働率に大きな悪影響を及ぼすことは避けるべきと考えます。 ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2)基本方針」の中に記載いたします。 「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍)します。 |
| 13 | 使用料の見直しはマイナス効果 | 津島市在住者が使用する場合の使用料の引き上げは、「使用料を引き上げる→利用者が減る→使用料収入が減る→経費が賄えなくなる→使用料を引き上げる」の負の流れになると考えられるので、使用料の引き上げには反対する。経費を賄うためには、現代貨幣理論という理論上からは、市債発行を行うことが妥当と思われる。また、津島市の実質公債費比率が18%未満なので、愛知県などの関与がない。躊躇なく市債発行して、使用料の引き上げを回避することを望む。 | 市債は、施設の建設費等に活用できますが、管理経費に活用することは、制度上認められておりません。 現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。 しかしながら、市としましては、使用料の見直しにより利用人数が大きく減少することは避けるべきと考えます。 ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2)基本方針」の中に記載いたします。 「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍)します。 |

| No. | 分類 | ご意見等 | 市の考え方等 |
|-----|----------------|--|---|
| 14 | 使用料の見直しはマイナス効果 | スポーツ人口が減少する中、利用料金が値上げになれば、各競技団体は活動維持のために参加者等への負担増を余儀なくされる。さらなるスポーツ人口の減少、スポーツ振興の足かせになることが想定される。使用料の値上げには反対するが、受益者負担の仕組みは当然である。スポーツに取り組む利用者・団体等の活動が縮小しないよう、使用料見直しに配慮をいただきたい。 | 現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。 しかしながら、市としましても、使用料の見直しにより、利用者や団体等の活動に大きな支障が生じ、スポーツ振興等に影響することは避けるべきと考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2)基本方針」の中に記載いたします。</u> <u>「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍)します。</u> <u>「見直し方針 第3章 その他の取扱い(4)減額・免除の取扱い」の中に後援事業に対する減額・免除を加えるとともに、団体等の収支や使用料の減額・免除の状況について精査し適正化に努めます。</u> |
| 15 | 使用料の見直しはマイナス効果 | スポーツ人口が減少する中、団体の登録料、大会参加費用、その他負担金などが高騰している。使用料の値上げとなれば会の運営に支障が生じる。活動の維持費は、父兄や指導者の負担に頼っている。これ以上の負担増は回避していただきたい。 | 現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。 しかしながら、市としましても、使用料の見直しにより、利用者や団体等の活動に大きな支障が生じ、スポーツ振興等に影響することは避けるべきと考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2)基本方針」の中に記載いたします。</u> <u>「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍)します。</u> <u>「見直し方針 第3章 その他の取扱い(4)減額・免除の取扱い」の中に後援事業に対する減額・免除を加えるとともに、団体等の収支や使用料の減額・免除の状況について精査し適正化に努めます。</u> |
| 16 | 使用料の見直しはマイナス効果 | 利用料金の値上げは連鎖的に会費等の値上げにつながり、格差を生み、スポーツの振興の足かせになることが予想される。 現状としては値上げには反対であるが、状況に応じた値上げは必要と考える。 | 現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。 しかしながら、市としましても、使用料の見直しにより、利用者や団体等の活動に大きな支障が生じ、スポーツ振興等に影響することは避けるべきと考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2)基本方針」の中に記載いたします。</u> <u>「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍)します。</u> <u>「見直し方針 第3章 その他の取扱い(4)減額・免除の取扱い」の中に後援事業に対する減額・免除を加えるとともに、団体等の収支や使用料の減額・免除の状況について精査し適正化に努めます。</u> |
| 17 | 使用料の見直しはマイナス効果 | 学校施設利用料金に比べると、見直しによって3倍ぐらいになる施設があり、利用者が減少する。利用者が上昇すると見込んでの試算は現実的ではない。 | 現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。 しかしながら、市としましても、使用料の見直しにより利用人数が大きく減少することは避けるべきと考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2)基本方針」の中に記載いたします。</u> <u>「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍)します。</u> |

| No. | 分類 | ご意見等 | 市の考え方等 |
|-----|----------------|---|---|
| 18 | 使用料の見直しはマイナス効果 | 今回の見直しは、青年対象の考え方で進められている。年金生活者にとっては、負担増となることによって、引きこもり傾向が進むので、もっと考慮いただきたい。 | 現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。 しかしながら、市としましても、使用料の見直しにより、著しく施設を利用しにくくなることは避けるべきと考えます。 ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2)基本方針」の中に記載いたします。 「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍)します。 「第3章 その他の取扱い、(4)減額・免除の取扱い」の中に、「高齢者・障がい者等が使用する場合(施設の役割・性質を踏まえ高齢者・障がい者等の社会参加を促進するために特に必要と考えられる場合)」を加えます。 |
| 19 | 使用料の見直しはマイナス効果 | 使用料が無料になれば、高齢者が利用することで、元気になり、医療費の抑制につながる。値上げをするべきではない。 | 現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。 しかしながら、市としましても、使用料の見直しにより、著しく施設を利用しにくくなることは避けるべきと考えます。 ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2)基本方針」の中に記載いたします。 「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍)します。 「第3章 その他の取扱い、(4)減額・免除の取扱い」の中に、「高齢者・障がい者等が使用する場合(施設の役割・性質を踏まえ高齢者・障がい者等の社会参加を促進するために特に必要と考えられる場合)」を加えます。 |
| 20 | 使用料の見直しはマイナス効果 | わが・語り・伝承の館は、新たに使用料が設定されると、利用者は負担しきれない。老人福祉センターのお風呂は、高齢者にとって貴重な場であり、有料になると外出しなくなる。こうした施設は、行政が公費で賄うべき施設である。高齢者が外出しやすくするためには、有料化の方向性は間違っている。 | 現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。 しかしながら、市としましても、使用料の見直しにより、著しく施設を利用しにくくなることは避けるべきと考えます。 ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2)基本方針」の中に記載いたします。 「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍)します。 「第3章 その他の取扱い、(4)減額・免除の取扱い」の中に、「高齢者・障がい者等が使用する場合(施設の役割・性質を踏まえ高齢者・障がい者等の社会参加を促進するために特に必要と考えられる場合)」を加えます。 |
| 21 | 使用料の見直しはマイナス効果 | わが・語り・伝承の館は、これまで無料であった。施設が老朽化し安全に使えるか不安もあるが多くの人が利用している。有料になると通えなくなる。高齢者はどこへ行けばよいのか。市民の安全を守るためにも、無料で残すべきである。 | 現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。 しかしながら、市としましても、使用料の見直しにより、著しく施設を利用しにくくなることは避けるべきと考えます。 ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2)基本方針」の中に記載いたします。 「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍)します。 「第3章 その他の取扱い、(4)減額・免除の取扱い」の中に、「高齢者・障がい者等が使用する場合(施設の役割・性質を踏まえ高齢者・障がい者等の社会参加を促進するために特に必要と考えられる場合)」を加えます。 |

| No. | 分類 | ご意見等 | 市の考え方等 |
|-----|----------------|---|---|
| 22 | 使用料の見直しはマイナス効果 | 高齢者に使いやすくしてほしい(使用料の見直しにより使いにくくなる)。 | <p>現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。</p> <p>しかしながら、市としましては、使用料の見直しにより、著しく施設を利用しにくくなることは避けるべきと考えます。</p> <p>ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2)基本方針」の中に記載いたします。</p> <p>「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍)します。</p> <p>「第3章 その他の取扱い、(4)減額・免除の取扱い」の中に、「高齢者・障がい者等が使用する場合(施設の役割・性質を踏まえ高齢者・障がい者等の社会参加を促進するために特に必要と考えられる場合)」を加えます。</p> |
| 23 | 使用料の見直しはマイナス効果 | 「コミュニティ」、「高齢者対策」、「防災」に関しても、集い語る居場所をたくさん存在させることが望まれている。 | <p>現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。</p> <p>しかしながら、市としましては、使用料の見直しにより、著しく施設を利用しにくくなることは避けるべきと考えます。</p> <p>ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2)基本方針」の中に記載いたします。</p> <p>「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍)します。</p> <p>「第3章 その他の取扱い、(4)減額・免除の取扱い」の中に、「高齢者・障がい者等が使用する場合(施設の役割・性質を踏まえ高齢者・障がい者等の社会参加を促進するために特に必要と考えられる場合)」を加えます。</p> |
| 24 | 使用料の見直しはマイナス効果 | 使用料が上がると利用者数は減少すると思われるので、市民の声をよく聞く必要がある。特に、わが・語り・伝承の館は、無料から有料になる。高齢者の居場所がなくなってしまう。 | <p>現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。</p> <p>しかしながら、市としましては、使用料の見直しにより利用人数が大きく減少することは避けるべきと考えます。</p> <p>ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2)基本方針」の中に記載いたします。</p> <p>「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍)します。</p> <p>「第3章 その他の取扱い、(4)減額・免除の取扱い」の中に、「高齢者・障がい者等が使用する場合(施設の役割・性質を踏まえ高齢者・障がい者等の社会参加を促進するために特に必要と考えられる場合)」を加えます。</p> |
| 25 | 使用料の見直しはマイナス効果 | 施設を減らし、使用料も上がるような流れでは、気軽に利用できなくなり、引きこもり等が増え、かえって市の医療費や介護費の増加につながる。市の施策は総合的に考えなくてはならない。このようなことで、市は予防、介護、福祉を行っていただけるのか。 | <p>現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。</p> <p>しかしながら、市としましては、使用料の見直しにより、著しく施設を利用しにくくなり、市の施策にも影響することは避けるべきと考えます。</p> <p>ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2)基本方針」の中に記載いたします。</p> <p>「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍)します。</p> <p>「第3章 その他の取扱い、(4)減額・免除の取扱い」の中に、「高齢者・障がい者等が使用する場合(施設の役割・性質を踏まえ高齢者・障がい者等の社会参加を促進するために特に必要と考えられる場合)」を加えます。</p> |

| No. | 分類 | ご意見等 | 市の考え方等 |
|-----|----------------------|--|---|
| 26 | 使用料の見直しはマイナス効果 | 使用料の見直しを行った場合の方が、状況は悪くなるのでは。施設利用者が減少し、医療費や介護費の増加につながり、結果的には採算がとれないと思う。 | 現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。 しかしながら、市としましては、使用料の見直しにより利用人数が大きく減少することは避けるべきと考えます。 ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2)基本方針」の中に記載いたします。 「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍)します。 「第3章 その他の取扱い、(4)減額・免除の取扱い」の中に、「高齢者・障がい者等が使用する場合(施設の役割・性質を踏まえ高齢者・障がい者等の社会参加を促進するために特に必要と考えられる場合)」を加えます。 |
| 27 | 使用料の見直しはマイナス効果 | 施設の集約化、使用料の見直しは、認知症予防はじめ介護や医療等にも影響を及ぼすものである。市全体的な視点で各課が総合的に考える必要がある。各課の意見もしっかりと聞くこと。 | 施設の集約化や使用料の見直しが、市の施策に悪影響を及ぼすことがないように、関係各課が協議し、総合的な視点で進めていきたいと考えます。 |
| 28 | 使用料の見直しではなく稼働率を向上すべき | 稼働率を上げる努力が必要。稼働率を上げるために使用料の額を下げるという考え方はないか。努力していただき、稼働率を上げていけば、値上げは必要なくなる。 | 使用料は、施設の年間経費を貸付面積と稼働時間で割った「1㎡あたり・1時間あたり単価」をベースに算出することとしており、「稼働率を低く設定すると単価が高くなり、使用料が上がる」、「稼働率を高く設定すると単価が低くなり、使用料が下がる」という仕組みになります。 現状、市の施設の平均稼働率は30%程度ですが、今回の「見直し方針」では、稼働率の低さをむやみに利用者負担に転嫁しないため、10%向上を目指した稼働率40%で計算する形としております。 市が稼働率向上に努めることを前提に、利用する方から一定の負担をいただくという考え方としておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 稼働率の向上につきましては、市が行うべき努力として、利用環境の改善やサービスの向上などに取り組む必要があると考えます。 ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。 |
| 29 | 使用料の見直しではなく稼働率を向上すべき | 使用料を値下げして稼働率を上げた方が良い。サービス向上で稼働率を上げる努力が必要である。 | 使用料は、施設の年間経費を貸付面積と稼働時間で割った「1㎡あたり・1時間あたり単価」をベースに算出することとしており、「稼働率を低く設定すると単価が高くなり、使用料が上がる」、「稼働率を高く設定すると単価が低くなり、使用料が下がる」という仕組みになります。 現状、市の施設の平均稼働率は30%程度ですが、今回の「見直し方針」では、稼働率の低さをむやみに利用者負担に転嫁しないため、10%向上を目指した稼働率40%で計算する形としております。 市が稼働率向上に努めることを前提に、利用する方から一定の負担をいただくという考え方としておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 稼働率の向上につきましては、市が行うべき努力として、利用環境の改善やサービスの向上などに取り組む必要があると考えます。 ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。 |

| No. | 分類 | ご意見等 | 市の考え方等 |
|-----|-------------------------|--|---|
| 30 | 使用料の見直しではなく稼働率を向上すべき | 稼働率を上げる努力をしてください。 | <p>使用料は、施設の年間経費を貸付面積と稼働時間で割った「1㎡あたり・1時間あたり単価」をベースに算出することとしており、「稼働率を低く設定すると単価が高くなり、使用料が上がる」、「稼働率を高く設定すると単価が低くなり、使用料が下がる」という仕組みになります。</p> <p>現状、市の施設の平均稼働率は30%程度ですが、今回の「見直し方針」では、稼働率の低さをむやみに利用者負担に転嫁しないため、10%向上を目指した稼働率40%で計算する形としております。</p> <p>市が稼働率向上に努めることを前提に、利用する方から一定の負担をいただくという考え方としておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>稼働率の向上につきましては、市が行うべき努力として、利用環境の改善やサービスの向上などに取り組む必要があると考えます。</p> <p><u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u></p> |
| 31 | 使用料の見直しではなく稼働率を向上すべき | 使用料の見直しではなく、いかににたくさんの人に施設を使ってもらえるかを考えることが大前提と思う。なぜ、利用しないのか、どのように改善したら利用するのか等、施設をもっと使ってもらうためのアンケートを行っていただきたい。 | <p>使用料は、施設の年間経費を貸付面積と稼働時間で割った「1㎡あたり・1時間あたり単価」をベースに算出することとしており、「稼働率を低く設定すると単価が高くなり、使用料が上がる」、「稼働率を高く設定すると単価が低くなり、使用料が下がる」という仕組みになります。</p> <p>現状、市の施設の平均稼働率は30%程度ですが、今回の「見直し方針」では、稼働率の低さをむやみに利用者負担に転嫁しないため、10%向上を目指した稼働率40%で計算する形としております。</p> <p>市が稼働率向上に努めることを前提に、利用する方から一定の負担をいただくという考え方としておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>稼働率の向上につきましては、市が行うべき努力として、利用環境の改善やサービスの向上などに取り組む必要があると考えます。</p> <p><u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u></p> |
| 32 | 使用料の見直しではなく行財政改革等を進めるべき | スポーツ施設は、ほとんどが値上げとなっている。施設の老朽化は進んでおり、維持管理経費も増加していく中で、今回の見直しで年間どれくらい市の収入が増加するのか。 | <p>今回(市民説明会兼意見交換会)の「見直し方針案」では、あくまでも機械的に算出した概算額ではありますが、年間2,000万円程度の収入増が見込まれます。</p> |
| 33 | 使用料の見直しではなく行財政改革等を進めるべき | 200億円の財政規模のうち、2000万円程度は、どうにかできる金額である。財政困窮だから値上げではない。安易な値上げである。お金がないなら入ってくる方法を考えるべき。利用者に負担させるだけでは知恵がない。 | <p>市では、「行財政改革推進大綱」を定め、収入増加や支出削減のための様々な取組を進めています。使用料の見直しにつきましても、この取組の一つとして進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>使用料の見直しにあたっては、効率的で効果的な行政運営を念頭に、施設の運営方法等も含めて、一層の行財政改革に取り組んでいく必要があると考えます。</p> <p><u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u></p> |
| 34 | 使用料の見直しではなく行財政改革等を進めるべき | なぜ値上げをするのか。財政は努力すれば改善できる。市ではどのような努力をしているのか。 | <p>市では、「行財政改革推進大綱」を定め、収入増加や支出削減のための様々な取組を進めています。使用料の見直しにつきましても、この取組の一つとして進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>使用料の見直しにあたっては、効率的で効果的な行政運営を念頭に、施設の運営方法等も含めて、一層の行財政改革に取り組んでいく必要があると考えます。</p> <p><u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u></p> |

| No. | 分類 | ご意見等 | 市の考え方等 |
|-----|-------------------------|--|--|
| 35 | 使用料の見直しではなく行財政改革等を進めるべき | 施設管理をボランティアにやってもらい、維持管理費をゼロにすることを提案する。 | 市では、「行財政改革推進大綱」を定め、収入増加や支出削減のための様々な取組を進めています。使用料の見直しにつきましても、この取組の一つとして進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。使用料の見直しにあたっては、効率的で効果的な行政運営を念頭に、施設の運営方法等も含めて、一層の行財政改革に取り組んでいく必要があると考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u> |
| 36 | 使用料の見直しではなく行財政改革等を進めるべき | 行財政運営の失敗を市民に押し付けているだけ。収入を増やすことを考えるべき。 | 市では、「行財政改革推進大綱」を定め、収入増加や支出削減のための様々な取組を進めています。使用料の見直しにつきましても、この取組の一つとして進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。使用料の見直しにあたっては、効率的で効果的な行政運営を念頭に、施設の運営方法等も含めて、一層の行財政改革に取り組んでいく必要があると考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u> |
| 37 | 使用料の見直しではなく行財政改革等を進めるべき | 市は国の施策等の防波堤であるべきであり、市民への一層の努力をお願いしたい。 | 市では、「行財政改革推進大綱」を定め、収入増加や支出削減のための様々な取組を進めています。使用料の見直しにつきましても、この取組の一つとして進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。使用料の見直しにあたっては、効率的で効果的な行政運営を念頭に、施設の運営方法等も含めて、一層の行財政改革に取り組んでいく必要があると考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u> |
| 38 | サービス等の向上につなげる必要がある | 見直しの結果、施設は良くなるのか。良くしていただきたい。 | 使用料の見直しにあたっては、あわせて、サービスの充実や適正で効率的な施設運営に、より一層の努力が必要と考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u> |
| 39 | サービス等の向上につなげる必要がある | 受益者負担はやむを得ないが、値上げ後の施設のレベルアップとのバランスをどうするか要検討である。 | 使用料の見直しにあたっては、あわせて、サービスの充実や適正で効率的な施設運営に、より一層の努力が必要と考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u> |
| 40 | サービス等の向上につなげる必要がある | 使用料の見直しをサービス向上につなげる。安定したサービスを提供し、稼働率を上げる。しっかりとお願いしたい。 | 使用料の見直しにあたっては、あわせて、サービスの充実や適正で効率的な施設運営に、より一層の努力が必要と考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u> |
| 41 | サービス等の向上につなげる必要がある | 使用料の見直しが稼働率の低下、サービスの低下につながらないよう、市民の意見をしっかりと聞いて、精査することが必要である。 | 使用料の見直しにあたっては、あわせて、サービスの充実や適正で効率的な施設運営に、より一層の努力が必要と考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u> |
| 42 | サービス等の向上につなげる必要がある | 利用者に喜んでいただくためには料金の設定を事細かく、また、利用者に協力を得る方法などいろんなことを考慮したら如何か。 | 使用料の見直しにあたっては、あわせて、サービスの充実や適正で効率的な施設運営に、より一層の努力が必要と考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u> |
| 43 | サービス等の向上につなげる必要がある | 利用者が公平に施設利用できるようにする。特定の個人、団体などが優先的に利用しないように。 | 使用料の見直しにあたっては、あわせて、サービスの充実や適正で効率的な施設運営に、より一層の努力が必要と考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u> |

| No. | 分類 | ご意見等 | 市の考え方等 |
|-----|--------------------|--|--|
| 44 | サービス等の向上につなげる必要がある | 施設が古いと修繕等の経費が増えて、利用者負担が増えるという構造だが、施設を新しくしてほしい、よくしてほしいという声は聞いてくれるのか。 | 使用料の見直しにあたっては、あわせて、サービスの充実や適正で効率的な施設運営に、より一層の努力が必要と考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u> |
| 45 | サービス等の向上につなげる必要がある | 稼働率を上げることをなおざりしてはいけない。申し込みの手続きや柔軟な対応など、接遇はじめ、サービス向上に取り組む必要がある。 | 使用料の見直しにあたっては、あわせて、サービスの充実や適正で効率的な施設運営に、より一層の努力が必要と考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u> |
| 46 | サービス等の向上につなげる必要がある | 受益者負担の考え方は基本的に賛成である。しかし、利用する立場からすると、使用料が上がるならば、施設の修繕や備品の整備等気持ちよく利用できるようにしていただきたい。 | 使用料の見直しにあたっては、あわせて、サービスの充実や適正で効率的な施設運営に、より一層の努力が必要と考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u> |
| 47 | サービス等の向上につなげる必要がある | 受益者負担の考え方は賛成である。必要性を丁寧に説明し、しっかりと進めていただきたい。ただし、料金の改定だけではなく、運営の仕方もしっかりと見直すことが重要である。 | 使用料の見直しにあたっては、あわせて、サービスの充実や適正で効率的な施設運営に、より一層の努力が必要と考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u> |
| 48 | サービス等の向上につなげる必要がある | 安い使用料ならばサービスが低くても我慢できるが、使用料を改定するならば、職員の対応、備品の整備はじめ、適正なサービスを提供する必要がある。インターネット予約などITの活用も含めてサービス向上に努めていただきたい。 | 使用料の見直しにあたっては、あわせて、サービスの充実や適正で効率的な施設運営に、より一層の努力が必要と考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u> |
| 49 | サービス等の向上につなげる必要がある | スポーツ人口拡大のために、利用しやすい施設となるよう施設整備を充実していただくことを要望する。 | 使用料の見直しにあたっては、あわせて、サービスの充実や適正で効率的な施設運営に、より一層の努力が必要と考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u> |
| 50 | サービス等の向上につなげる必要がある | 施設維持管理費の確保の必要性から、受益者負担は当然である。使用料改定も大切だが、利用者が増えるような工夫や取組を検討してほしい。 | 使用料の見直しにあたっては、あわせて、サービスの充実や適正で効率的な施設運営に、より一層の努力が必要と考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u> |
| 51 | 対象とする施設の考え方 | 海西公園のグラウンドやテニスコートについても見直し(有料化)を行うのか。 | 海西公園のグラウンド等は、現状は、「公園」としており、「スポーツ施設」の設定をしていません。このため、今回の見直しでは、対象としていません。 |
| 52 | 対象とする施設の考え方 | 堀田家住宅は、施設利用ではなく、市のPRのひとつと思う。同様に考えることに疑問を感じる。除外してはどうか。 | 堀田家住宅は、市の貴重な文化財であり、PRIにもつながるものと考えますが、料金については、市の公共施設の一つとして同様の方法で設定させていただきたいと考えます。ご理解とご協力をお願いいたします。 |
| 53 | 対象とする施設の考え方 | 今回の見直しでは、使用料無料の施設を有料化することも含まれるか。 | 今回の見直しは、無料の施設を有料化することも含んでいます。具体的には、「図書館(貸館部分のみ)」、「わざ・語り・伝承の館」、「老人福祉センター」、「神島田祖父母の家」について、料金の設定や免除の廃止を行うこととしています。 |
| 54 | 算定の基礎とする施設コストの考え方 | 使用料算定のもととなる経費はどのような整理となっているか。 | 使用料算定のベースとする経費につきましては、施設を設置する際の建設費等以外の「維持管理経費」としてしています。具体的には、人件費、光熱水費等の消費的支出、維持補修費、設備・備品等の整備費となります。 |

| No. | 分類 | ご意見等 | 市の考え方等 |
|-----|-------------------|--|---|
| 55 | 算定の基礎とする施設コストの考え方 | 使用料の算定のもととなる経費の範囲に施設の建設等にかかる経費を含めないのか。 | 施設の建設等については、市が行うべき基盤整備という考え方から、使用料の算定にその経費を含めないこととしています。 |
| 56 | 算定の基礎とする施設コストの考え方 | 施設にかかる人件費を使用料で賄うのは違和感を感じる。 | 人件費は、施設の運営・維持等に不可欠な経費であります。出来る限り効率的な運営に努める必要があると考えますが、使用料の算定基礎に含めることとしています。ご理解とご協力をお願いいたします。 |
| 57 | 算定の基礎とする施設コストの考え方 | 冷暖房費は、使用料に含まれるのか。 | 冷暖房費は、使用料算定のもととなる経費に含まれます。年間を通じて押しなべて使用料に反映される形となります(冷暖房時期の使用料の加算はありません)。 |
| 58 | 算定の基礎とする施設コストの考え方 | 維持管理経費の多くは、光熱水費が占めているはず。冷温水発生器を使用する施設とガスヒートポンプの施設では、かかる経費に大きな差があるので、一律に計算するのは不公平感がある。少し加味するとよいのでは。 | 「見直し方針」では、同種の施設をグループ分けし、単価の平準化を図りたいと考えています。これは、使用料の「ばらつき」を抑え、市全域で施設を有効的に活用することなどにつなげるためです。このため、個々の施設の経費の状況を使用料に反映させることは想定していません。ご理解とご協力をお願いいたします。 |
| 59 | 算定の基礎とする施設コストの考え方 | 消費税は新使用料に含まれているか。 | 使用料は、施設にかかる経費をもとに算出しますので、消費税対象経費があれば、結果的に含まれる形となります。 |
| 60 | 受益者負担割合の考え方 | 受益者負担割合を5割と設定したのは、どのような考え方からか。値上げありきではないか。 | 受益者負担の割合については、現状において2割程度しかないことや施設維持のための経費の確保の必要性、利用状況への影響等を総合的に勘案し、市と受益者が等分の負担をすることとして5割と設定しています。ご理解とご協力をお願いいたします。 |
| 61 | 受益者負担割合の考え方 | 経費の5割を利用者負担とするのは重過ぎる。使う人と使わない人という考え方で決めるのは妥当ではない。もう少し税金の方で負担いただきたい。 | 受益者負担の割合については、現状において2割程度しかないことや施設維持のための経費の確保の必要性、利用状況への影響等を総合的に勘案し、市と受益者が等分の負担をすることとして5割と設定しています。ご理解とご協力をお願いいたします。 |
| 62 | 受益者負担割合の考え方 | 利用料金の受益者負担は当然であるが、税金との比率を慎重に検討する必要がある。 | 受益者負担の割合については、現状において2割程度しかないことや施設維持のための経費の確保の必要性、利用状況への影響等を総合的に勘案し、市と受益者が等分の負担をすることとして5割と設定しています。ご理解とご協力をお願いいたします。 |
| 63 | 受益者負担割合の考え方 | 施設利用頻度別に負担額を決めてはどうか。 | 今回の見直しでは、使用料を平準化することを方向性の一つとしていますので、利用頻度別の設定は難しいものと考えます。ご理解とご協力をお願いいたします。 |
| 64 | 稼働率の考え方 | 稼働率はどういった計算方法で算出しているのか。 | 今回の「見直し方針」における稼働率は、年間の利用時間で算出する形としております。 稼働率＝実際の利用時間÷利用可能時間(開館時間) |
| 65 | 稼働率の考え方 | 以前、定員に対する実利用人数で稼働率を計算していた場合があったが、今回はどのような計算方法か。 | 今回の「見直し方針」における稼働率は、年間の利用時間で算出する形としております。 稼働率＝実際の利用時間÷利用可能時間(開館時間) |

| No. | 分類 | ご意見等 | 市の考え方等 |
|-----|-----------------|---|---|
| 66 | 稼働率の考え方 | 稼働率を10%引き上げて40%にするのはどう考え方か。施設によっては達成できないところもある。 | <p>使用料は、施設の年間経費を貸付面積と稼働時間で割った「1㎡あたり・1時間あたり単価」をベースに算出することとしており、「稼働率を低く設定すると単価が高くなり、使用料が上がる」、「稼働率を高く設定すると単価が低くなり、使用料が下がる」という仕組みになります。</p> <p>現状、市の施設の平均稼働率は30%程度ですが、今回の「見直し方針」では、稼働率の低さをむやみに利用者負担に転嫁しないため、10%向上を目指した稼働率40%で計算する形としております。</p> <p>市が稼働率向上に努めることを前提に、利用する方から一定の負担をいただくという考え方としております。</p> <p>稼働率の向上につきましては、市が行うべき努力として、利用環境の改善やサービスの向上などに取り組み、全施設の平均で40%を目指していきたいと考えます。</p> |
| 67 | 稼働率の考え方 | 現状の稼働率30%程度から40%への向上を目指すとのことだが、達成できるのか。 | 稼働率の向上につきましては、市が行うべき努力として、利用環境の改善やサービスの向上などに取り組み、全施設の平均で40%を目指していきたいと考えます。 |
| 68 | 稼働率の考え方 | 児童科学館の稼働率は、16%程度であり、40%と大きなギャップがある。40%にするのは無理があるのでは。 | 稼働率の向上につきましては、市が行うべき努力として、利用環境の改善やサービスの向上などに取り組み、全施設の平均で40%を目指していきたいと考えます。 |
| 69 | 稼働率の考え方 | 稼働率を40%に引き上げることとしているが、40%を下回った場合、使用料収入の差額は、税金で補てんすることとなるのか。 | 実際の稼働率が、使用料設定における想定稼働率40%を下回った場合は、結果的には税金で負担する形となります。 |
| 70 | 貸館施設のグループ分けの考え方 | 使用料を算定する際のグループ分けにおいて、貸室を行う施設すべてを一つのグループとしているのはおかしい。それぞれに役割があり、経費のかかり方も大きな違いがある。 | <p>「見直し方針」では、同種の施設をグループ分けして統一的な単価を設定することとしています。個々の施設の新しさや質の違いが、それぞれの施設の使用料に影響することを想定していません。</p> <p>これは個々の施設で算出すると、使用料に「ばらつき」が生じるため平準化を図るものです。同じような大きさの部屋であれば、どの施設でも同じくらいの料金で借りることができるようになるなど、市全域で施設を有効的に活用していくことにもつなげるものであります。こういった趣旨から、貸室を行う施設は一つのグループとしております。</p> <p>しかしながら、施設の役割や性質面での一定の考慮は必要と考えます。「見直し方針 第3章 その他の取り扱い(4)減額・免除の取扱い」の中に「<u>高齢者・障がい者等が使用する場合(施設の役割・性質を踏まえ高齢者・障がい者等の社会参加を促進するために特に必要と考えられる場合)</u>」について記載いたします。</p> |
| 71 | 貸館施設のグループ分けの考え方 | 文化会館とわざ・語り・伝承の館の1㎡1hあたり単価を同額の設定としている。施設の新しさ・古さに関係なく一律の設定にしているが、更に分類すべきではないか。古くても安い使用料のため利用者がいたのではないか。 | <p>「見直し方針」では、同種の施設をグループ分けして統一的な単価を設定することとしています。個々の施設の新しさや質の違いが、それぞれの施設の使用料に影響することを想定していません。</p> <p>これは個々の施設で算出すると、使用料に「ばらつき」が生じるため平準化を図るものです。同じような大きさの部屋であれば、どの施設でも同じくらいの料金で借りることができるようになるなど、市全域で施設を有効的に活用していくことにもつなげるものであります。こういった趣旨から、貸室を行う施設は一つのグループとしております。</p> <p>しかしながら、施設の役割や性質面での一定の考慮は必要と考えます。「見直し方針 第3章 その他の取り扱い(4)減額・免除の取扱い」の中に「<u>高齢者・障がい者等が使用する場合(施設の役割・性質を踏まえ高齢者・障がい者等の社会参加を促進するために特に必要と考えられる場合)</u>」について記載いたします。</p> |

| No. | 分類 | ご意見等 | 市の考え方等 |
|-----|------------------|---|--|
| 72 | 貸館施設のグループ分けの考え方 | わざ・語り・伝承の館を使わせていただいている。他の施設に比べ老朽化し、窓の開け閉めなど職員に頼まなければならない状態である。それでも、他の施設と同じ計算方法で料金を決めるのはおかしい。現行のまま無料で使わせていただきたい。 | 「見直し方針」では、同種の施設をグループ分けして統一的な単価を設定することとしています。個々の施設の新鮮さや質の違いが、それぞれの施設の使用料に影響することを想定していません。 これは個々の施設で算出すると、使用料に「ばらつき」が生じるため平準化を図るものです。同じような大きさの部屋であれば、どの施設でも同じくらいの料金で借りることができるようになるなど、市全域で施設を有効的に活用していくことにもつなげるものであります。こういった趣旨から、貸室を行う施設は一つのグループとしております。 しかしながら、施設の役割や性質面での一定の考慮は必要と考えます。「見直し方針 第3章 その他の取り扱い(4)減額・免除の取扱い」の中に「 <u>高齢者・障がい者等が使用する場合(施設の役割・性質を踏まえ高齢者・障がい者等の社会参加を促進するために特に必要と考えられる場合)</u> 」について記載いたします。 |
| 73 | 貸館施設のグループ分けの考え方 | 稼働率が低い施設のツケを高齢者施設に回しているグループ分けになっている。このグループ分けの考え方はおかしい。 | 「見直し方針」では、同種の施設をグループ分けして統一的な単価を設定することとしています。個々の施設の新鮮さや質の違いが、それぞれの施設の使用料に影響することを想定していません。 これは個々の施設で算出すると、使用料に「ばらつき」が生じるため平準化を図るものです。同じような大きさの部屋であれば、どの施設でも同じくらいの料金で借りることができるようになるなど、市全域で施設を有効的に活用していくことにもつなげるものであります。こういった趣旨から、貸室を行う施設は一つのグループとしております。 しかしながら、施設の役割や性質面での一定の考慮は必要と考えます。「見直し方針 第3章 その他の取り扱い(4)減額・免除の取扱い」の中に「 <u>高齢者・障がい者等が使用する場合(施設の役割・性質を踏まえ高齢者・障がい者等の社会参加を促進するために特に必要と考えられる場合)</u> 」について記載いたします。 |
| 74 | 料金設定の考え方 | 参考資料(新使用料と現行使用料の比較)において、文化会館の楽屋や和室の比較欄はマイナスとなっているが、どんな意味があるのか。 | 今回の「見直し方針」では、新たに、施設にかかる経費をもとに面積と利用時間に応じて使用料を算出する形としており、計算の結果、料金が下がる場合も生じます。 |
| 75 | 料金設定の考え方 | 関係法令がある場合には、別途料金設定とあるが、図書館法や公民館法がそれにあたるのか。そういったところは別に設定するということか。 | 図書館につきましては、図書館法により、本の貸し出し等本来の目的で使用する範囲においては、料金を徴収することはありません。今回の「見直し方針」では、図書館の一部を貸室とし、料金を設定することとしています。また、公民館の設置根拠となる社会教育法には、料金に関する規定はありません。 |
| 76 | 使用料の単位の考え方 | 使用料の単位を百円にするのは、計算がしやすく良いと思う。 | 利用する方及び徴収する側の利便性を考慮し、百円単位の設定としております。 |
| 77 | 割増料金の設定(市外の利用者) | 使用料の割増は、市内、市外の区別をつけない。適正な料金設定をし、多数の方に利用していただくほうが重要。 | 市外の個人・団体の利用にあたっての割増料金は、各施設の状況に応じて、必要な場合のみ設定する形としております。稼働率が極めて高く、市内の方が利用しにくいような状況等が想定されますが、ご意見のとおり、基本的には、たくさんの方に利用していただくことが重要と考えます。 |
| 78 | 割増料金の設定(営利目的の使用) | 営利を目的としている団体、個人利用の明確な規則(金額設定等)を設定する。 | 営利を目的に利用する場合の割増料金は必ず設定することとしています。割増金額等は、施設の状況に応じて設定する形としており、各施設において定義や金額をしっかりと定め運用いたします。 |

| No. | 分類 | ご意見等 | 市の考え方等 |
|-----|-----------------|--|--|
| 79 | 割増料金の設定(営利目的使用) | 使用料の割増は、営利目的の場合と市外利用者の場合があるが、それぞれどれくらいの割合を考えているか。営利目的に使用する場合の使用料の割増は、おもいきって高く設定することを望む。 | 営利を目的に利用する場合の割増料金は必ず設定することとしています。割増金額等は、施設の状況に応じて設定する形としており、各施設において定義や金額をしっかりと定め運用いたします。 |
| 80 | 割増料金の設定(冷暖房) | 料金設定において、「冷暖房利用料金」は、別途徴収で検討したほうがよいと思う。なぜなら、料金設定する際に、少しでも安くでき、そのうえで利用者が必要なものに対して経費を払う。もっと細かく言うならば、机、椅子、その他も利用者負担とし、利用者が必要に応じて倉庫から出して使用後は戻し部屋の掃除をして終了とするのがよいのでは。 | 冷暖房については、通常の使用料の算定において冷暖房にかかる経費も含めた形で算出しているため、割増料金を設定することは難しいと考えます。その他、有料備品等につきましては、各施設の状況に応じて設定することとなります。 |
| 81 | 新たに設定する場合の考え方 | 新使用料は、現行使用料の1.5倍の範囲内で設定となっているが、現行が0円の場合、1.5倍はないのでは。 | ご意見のとおり、新たに使用料を設定する場合、その他の施設との整合性が取れない形となるため、同種施設の料金に合わせる等の対応が必要と考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直し方針 第3章 その他の取扱い(3) 急激な負担増への対応」の中に新たに使用料を設定する場合の対応について記載いたします。</u> |
| 82 | 新たに設定する場合の考え方 | わざ・語り・伝承の館が無料となっている経緯はわからないが、新たに使用料を設定する場合、現行の1.5倍以内で調整するというルールと整合性がとれないのでは。 | ご意見のとおり、新たに使用料を設定する場合、その他の施設との整合性が取れない形となるため、同種施設の料金に合わせる等の対応が必要と考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直し方針 第3章 その他の取扱い(4) 急激な負担増への対応」の中に新たに使用料を設定する場合の対応について記載いたします。</u> |
| 83 | 新たに設定する場合の考え方 | わざ・語り・伝承の館は、他施設と違い使用料が現行無料となっていることが良くない。今後、「耐震不足」ということで利用者に他の施設に移っていただくときに大きな障害となると思われるから、受益者負担に移行した方がよいと思う。ただし、急激な料金設定になると大きな問題となると思われるため、料金設定については注意が必要である。 | わざ・語り・伝承の館につきましては、新たに料金設定することを想定していますが、高齢者福祉施設という役割や性質面での考慮も必要と考えます。 <u>「見直し方針 第3章 その他の取扱い(4) 減額・免除の取扱い」の中に「高齢者・障がい者等が使用する場合(施設の役割・性質を踏まえ高齢者・障がい者等の社会参加を促進するために特に必要と考えられる場合)」について記載いたします。</u> |
| 84 | 使用料が下がる場合の考え方 | 新料金の算出結果で使用料が下がる場合は、下げなくてよいと思う。 | 今回の「見直し方針」では、施設にかかる経費をもとに算出した原価に受益者負担割合を乗じて使用料を定めることを基本の形としており、計算の結果、料金が下がる場合も生じます。しかしながら、急激な変動の抑制、施設維持管理経費の確保の観点から一定の配慮は必要と考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直し方針 第3章 その他の取扱い(3) 急激な負担増への配慮」を「(3) 急激な負担増減への配慮」に変更し、新使用料が現行使用料を下回る場合は額を据え置くことを加えます。</u> |
| 85 | 使用料が下がる場合の考え方 | テニスコートの利用料金は値下げの案となっているが、現状のとおりとし、その代わりにコート整備も含め施設整備を充実させてほしい。 | 今回の「見直し方針」では、施設にかかる経費をもとに算出した原価に受益者負担割合を乗じて使用料を定めることを基本の形としており、計算の結果、料金が下がる場合も生じます。しかしながら、急激な変動の抑制、施設維持管理経費の確保の観点から一定の配慮は必要と考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直し方針 第3章 その他の取扱い(3) 急激な負担増への配慮」を「(3) 急激な負担増減への配慮」に変更し、新使用料が現行使用料を下回る場合は額を据え置くことを加えます。</u> <u>「見直しにあたっての施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u> |
| 86 | 減額・免除の考え方 | 使用料を減免すると、受益者負担は減少することとなるが、目標をクリアするのか。 | 使用料に減額・免除を適用すると、その費用は税金による負担となるため、例外的な措置として必要最小限とすることを基本としています。 |

| No. | 分類 | ご意見等 | 市の考え方等 |
|-----|---------------------|--|--|
| 87 | 減額・免除の考え方(高齢者・障がい者) | 現在、高齢の方や障がいのある方に対する使用料の減免は、どのようになっているか。 | 現在の高齢の方に対する減額・免除等につきましては、「老人福祉センター」及び「神島田祖父母の家」において、市内在住の60歳以上の方が免除となっており、「わざ・語り・伝承の館」において、市内在住の60歳以上の方が無料(料金設定なし)となっています。 また、現在の障がいのある方等に対する減額・免除等につきましては、「堀田家住宅」において、障害のある方及びその付添の方が免除となっており、「総合プール」において、障害のある方の付添の方が免除となっています。 |
| 88 | 減額・免除の考え方(高齢者・障がい者) | 高齢の方や障がいのある方に対する福祉施策を進めていくという観点からも、施設の性質を考慮し使用料の減免を取り決めていただきたい。 | 高齢の方や障がいのある方等の社会参加の促進等は必要な観点と考えます。受益者負担の原則の例外的な措置として、施設の役割や性質等に応じて適用できるものとしたします。 <u>ご意見を踏まえ、「見直し方針 第3章 その他の取り扱い (4)減額・免除の取扱い」の中に「高齢者・障がい者等が使用する場合(施設の役割・性質を踏まえ高齢者・障がい者等の社会参加を促進するために特に必要と考えられる場合)」について記載いたします。</u> |
| 89 | 減額・免除の考え方(高齢者・障がい者) | 老人福祉センター、神島田祖父母の家で、お風呂が利用できると思うが、利用者から使用料をいただいているか。もし、無料で利用者が少人数であっても毎日お風呂を準備しているのであれば大変問題ではないかと思う。有料としても1日利用者が少ない時は経費の都合で利用できないといったことが必要ではないかと思う。 | 現在、「老人福祉センター」及び「神島田祖父母の家」につきましては、市内在住の60歳以上の方の使用料が免除となっていますが、今回の「見直し方針」では、一定の負担をいただくことを予定しています。経費と使用料のバランスや運用等につきましては、その後の検討課題といたします。 |
| 90 | 減額・免除の考え方(後援事業) | 市の後援事業として使用料を減免している金額はどれくらいか。 | 後援事業に対する使用料の減免金額は、年間150万円程度となります。 |
| 91 | 減額・免除の考え方(後援事業) | 使用料の減免において、市の後援事業の場合をなくすのはどのような考えからか。後援事業に対する減免をなくすことはやめていただきたい。使用料が上がるのなら、この部分は配慮いただきたい。 | 使用料に減額・免除を適用すると、その費用は税金による負担となります。このため、「見直し方針」では、受益者負担の原則の考えから、減額・免除を例外的な措置とし、「市が後援する事業に対する減額」について見直すことを案としたものであります。 しかしながら、各団体等が、現状の制度をベースに事業を展開していることも考慮する必要があると考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直し方針 第3章 その他の取り扱い (4)減額・免除の取扱い」の中に後援事業に対する減額・免除を加えるとともに、団体等の収支や使用料の減額・免除の状況について精査し適正化に努めます。</u> |
| 92 | 減額・免除の考え方(後援事業) | 後援を受けた場合の減免の廃止はやらない方向でお願いします。 | 使用料に減額・免除を適用すると、その費用は税金による負担となります。このため、「見直し方針」では、受益者負担の原則の考えから、減額・免除を例外的な措置とし、「市が後援する事業に対する減額」について見直すことを案としたものであります。 しかしながら、各団体等が、現状の制度をベースに事業を展開していることも考慮する必要があると考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直し方針 第3章 その他の取り扱い (4)減額・免除の取扱い」の中に後援事業に対する減額・免除を加えるとともに、団体等の収支や使用料の減額・免除の状況について精査し適正化に努めます。</u> |
| 93 | 減額・免除の考え方(後援事業) | 後援事業に対する減免制度を残してほしい。 | 使用料に減額・免除を適用すると、その費用は税金による負担となります。このため、「見直し方針」では、受益者負担の原則の考えから、減額・免除を例外的な措置とし、「市が後援する事業に対する減額」について見直すことを案としたものであります。 しかしながら、各団体等が、現状の制度をベースに事業を展開していることも考慮する必要があると考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直し方針 第3章 その他の取り扱い (4)減額・免除の取扱い」の中に後援事業に対する減額・免除を加えるとともに、団体等の収支や使用料の減額・免除の状況について精査し適正化に努めます。</u> |

| No. | 分類 | ご意見等 | 市の考え方等 |
|-----|-------------------|---|--|
| 94 | 減額・免除の考え方(公共的利用) | 使用料の減免には、公共的な目的で利用する場合はないのか。 | 公共的目的で利用する場合の減額・免除につきましては、市が主催・共催等する事業で使用する場合や当該施設の指定管理者が施設の目的に沿った事業で使用する場合を基本としています。 |
| 95 | 減額・免除の考え方(公共的利用) | 公共目的で利用する場合を具体的に教えてください。 | 公共的目的で利用する場合の減額・免除につきましては、市が主催・共催等する事業で使用する場合や当該施設の指定管理者が施設の目的に沿った事業で使用する場合を基本としています。 |
| 96 | 減額・免除の考え方(公共的利用) | 過去の取り決めで使用料が無料となっている場合(公共的利用)があるが、こうした取り決めは継続していただきたい。 | 使用料の減額・免除は、受益者負担の原則の例外的な措置となります。真にやむを得ない場合のみ適用になると考えますが、個々の実情等により判断させていただくこととなります。 |
| 97 | 減額・免除の考え方(市の補助団体) | 市から体育協会へ補助をしているのであれば、その加盟団体の使用料の免除はなくすべき。他の団体補助があるものは免除なし。 | 使用料の減額・免除については、補助金を受けている団体という理由のみで非適用とすることは適切ではないと考えますが、団体等の収支や使用料の減額・免除の状況について精査し適正化に努めます。 |
| 98 | 減額・免除の考え方(市の補助団体) | 市主催、共催は減免、免除扱いは良いが、特定の団体が年に何度もその恩恵を受けることは問題。市及び市関連団体も利用料を払うべき。市関連の利用、主催、共催の定義、規則を明確にする。 | 使用料の減額・免除は、例外的な措置として、真に必要な場合のみ適用することとしています。減額・免除を適用する施設においては、定義やルール等をしっかりと定め運用いたします。 |
| 99 | その他の料金設定に関する調整 | 柔道場、弓道場(ここは料金をもっと上げるべき)と剣道場では特殊性も考慮しているか。 | 今回の「見直し方針」では、施設にかかる経費をもとに算出した原価に受益者負担割合を乗じて使用料を定めることを基本の形としており、ここでは、室等の特殊性は考慮していません。しかしながら、「見直し方針」では、各施設の状況等を踏まえ、必要な調整を加えることも想定しています。これらの考え方で実際の料金設定を行います。 |
| 100 | その他の料金設定に関する調整 | 錬成館はバリアフリー化されているのか。されていないなら料金も考慮すべき。 | 錬成館については、バリアフリー化していない状況ですが、個々の施設の設備等の状況が、それぞれの施設の使用料に影響することは想定していません。ご理解とご協力をお願いいたします。 |
| 101 | その他の料金設定に関する調整 | 施設の指定管理者が使用料金額の設定を増減させる裁量はどのようになっているか。実際はどうか。 | 指定管理者が管理する施設の利用料金につきましては、市が定めた金額を基準に0.7～1.3倍の範囲内で指定管理者が設定することとなります。現状としましては、市が定めた金額と同額で料金設定されています。 |
| 102 | その他の料金設定に関する調整 | 施設によって利用目的や利用方法が異なっている。利用者が団体の場合または個人の場合、利用する施設の面積に応じた維持管理費から求める設定など、利用形態に対応した料金設定が必要である。 | 今回の「見直し方針」では、施設にかかる経費をもとに貸付面積・時間等で算出した原価に受益者負担割合を乗じて使用料を定めることを基本の形としています。しかしながら、「見直し方針」では、各施設の状況等を踏まえ、必要な調整を加えることも想定しています。これらの考え方で実際の料金設定を行います。 |
| 103 | その他の料金設定に関する調整 | 利用料金は、備品の使用料金を取られるところもあるなど、各自治体でまちまちである。年間の利用料金を参考に過度の負担とならないよう設定すべき。 | 今回の「見直し方針」では、施設にかかる経費をもとに貸付面積・時間等で算出した原価に受益者負担割合を乗じて使用料を定めることを基本の形としています。しかしながら、「見直し方針」では、各施設の状況等を踏まえ、必要な調整を加えることも想定しています。これらの考え方で実際の料金設定を行います。 |

| No. | 分類 | ご意見等 | 市の考え方等 |
|-----|----------------|--|---|
| 104 | その他の料金設定に関する調整 | 利用料金は地域によって格差があり、机上の金銭的な論理では解決できない面がある。 | 今回の「見直し方針」では、施設にかかる経費をもとに貸付面積・時間等で算出した原価に受益者負担割合を乗じて使用料を定めることを基本の形としています。しかしながら、「見直し方針」では、各施設の状況等を踏まえ、必要な調整を加えることも想定しています。これらの考え方で実際の料金設定を行います。 |
| 105 | 今後の公共施設の配置 | わざ・語り・伝承の館は集約化の方向となっている。令和3年4月から使用料を適用しているが、施設自体の存続が不確定である。 | 「わざ・語り・伝承の館」につきましては、早急に集約化を進めていきたいと考えておりますが、時期が決まっておりません。「見直し方針」では、料金設定することを想定していますが、実際の対応については、集約化の状況等に応じて判断したいと考えます。 |
| 106 | 今後の公共施設の配置 | 老人福祉センターが使えなくなるのは不安である。 | 老人福祉センターにつきましては、集約化の方向で検討を進めていますが、その時期や方法については現段階では未定です。市の高齢者福祉施設のあり方を整理し、適切に進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 |
| 107 | 今後の公共施設の配置 | 施設が減ってきている。減らすのは反対である。市民の基本的な人権を守るためには、逆に増やしていくべき。 | 市の多くの施設は老朽化が進んでおり、人口減少が進む中、すべての施設を維持していくことは困難と考えます。規模は縮小するものの充実した配置となるよう、「津島市公共施設等適正配置計画」に沿って集約化等を進めていきたいと考えます。ご理解とご協力をお願いいたします。 |
| 108 | 今後の公共施設の配置 | 6階建て位の高齢者会館を建ててください。高齢者が安心して交流でき、生きがいづくりができるようお願いしたい。 | 高齢者福祉施設につきましては、集約化の方向で検討を進めています。市の高齢者福祉施設のあり方を整理し、適切に進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 |
| 109 | 今後の公共施設の配置 | 受益者負担の見直しは、致し方ないことと思う。施設自体の民間譲渡等もしっかりと進める必要がある。 | 施設の民間譲渡等につきましては、「津島市公共施設等適正配置計画」に基づき適切に進めていきたいと考えます。 |
| 110 | 方針策定の進め方 | アンケートでは未回答が多い。どういう作り方をしたのか。わざ・語り・伝承の館は新たに使用料を取ることとなるので、精度をあげていただきたい。 | アンケートにつきましては、他市の例を参考に効果的なものとなるよう作成しましたが、結果的に未回答が多数ありました。出来る限り答えやすいアンケートとなるよう、今後の事務の留意事項といたします。 |
| 111 | 方針策定の進め方 | アンケートには回答数を記してほしい。 | 今後の事務の留意事項といたします。 |
| 112 | 方針策定の進め方 | 有識者委員のお話の中で、物価はかなり上昇してきているのに対して、使用料はずっと据え置かれてきたという観点は納得した。 | 「見直し方針」では、使用料が長年見直しがなされていないこと等を踏まえ、施設にかかる経費をもとに適切に受益者負担いただくことを基本にしています。 |
| 113 | 方針策定の進め方 | ゆっくり丁寧に行っていただきたい。 | 今回の使用料の見直しは、市民説明会兼意見交換会、その他の意見募集、有識者会議等を通じて、ご意見等をしっかりと受けとめ丁寧に進める形としています。 |
| 114 | 方針策定の進め方 | 見直し方針案のパワーポイントで重要な点、箇所は太字などわかりやすくするとよい。 | 今後の事務の留意事項といたします。 |
| 115 | 方針策定の進め方 | 料金値上げありきの説明会。 | 「見直し方針」は、適正に負担を分かち合い、将来にわたって安定したサービスを提供していくため、使用料見直しの統一的な基準として策定するものです。ご理解とご協力をお願いいたします。 |
| 116 | 方針策定の進め方 | 市民から使用料をどうしたらよいかの意見会が先にあるべきである。 | 今回の使用料の見直しでは、市が「見直し方針案」を作成し、市民説明会や意見募集等でご意見をいただく形でしたが、たくさんのご意見をいただき、よりよい「見直し方針」に繋げることができたと考えます。ご理解とご協力をお願いいたします。 |

| No. | 分類 | ご意見等 | 市の考え方等 |
|-----|----------|--|---|
| 117 | 方針策定の進め方 | 見直し方針の作成にあたっては、もっと広く周知をして意見を聴取すべき。各施設の関係者に対する説明会も開催すべきである。 | 市民説明会の開催にあたりましては、施設関係者等へ広く周知いたしました。施設関係者に対する個別の説明会は開催しておりませんが、意見募集等を通じて、出来る限り丁寧に対応いたしました。 |
| 118 | 方針策定の進め方 | 有識者会議の委員に問題がある。 | 行政改革有識者会議は、市の行政改革に関する重要事項について、外部の有識者に、客観的・専門的な観点から意見や助言をいただく会議であり、大学教授、弁護士、公認会計士等が委員となっています。ご理解とご協力をお願いいたします。 |
| 119 | 方針策定の進め方 | 津島市として市民サービスが十分といえない中で、施設利用者の負担が少ないことは、市民サービスの向上の一環という考え方もできる。 有識者委員からは、値上げしても利用率が下がらないという説明もあったが、実態には即していない。実態を知らない学識者ではなく、津島市の実情、スポーツの実態を知っている人の意見を聞いて進めるべきである。 | 行政改革有識者会議は、市の行政改革に関する重要事項について、外部の有識者に、客観的・専門的な観点から意見や助言をいただく会議であります。市の実情、実態等については、市民説明会や意見募集等において、利用者や関係者等からご意見をいただくこととしており、双方のご意見を受け止め精査して方針を策定する方式となります。ご理解とご協力をお願いいたします。 |
| 120 | その他 | 職員駐車場を利用している職員は、使用料を払っているのか。財政改善の一環として適正価格を支払うべきである。 | 職員駐車場を利用している職員は、利用料金を支払っています。利用料金につきましては、社会情勢等を勘案しながら検討していきたいと考えます。 |
| 121 | その他 | 公務員の退職金は高すぎる。 | 退職手当につきましては、国の基準に沿って市の条例で定めた額を支給しています。 |
| 122 | その他 | 指定管理施設が多くなっている。指定管理の中身がわからなくなるし、費用負担も変わってくる。直営との比較は行っているか。市の直営が本来の姿であり、市民サービスの観点から指定管理に反対する。 | 指定管理者制度につきましては、施設のサービス向上、効率的・効果的な運営等の観点から、活用を進めています。また、市としましては、定期的に指定管理業務のモニタリングを行うなど、適正な管理運営に努めています。 |
| 123 | その他 | 西公園の休憩所のタンが錆びて雨漏りがある。 | 西公園(海西公園)の休憩所については、状況を確認し対処いたします。 |
| 124 | その他 | 生涯学習センターのアスベストは大丈夫か。 | 生涯学習センターのアスベストは、平成24年度に実施した改修工事において除去しています。 |